



参考事例のご紹介

静岡県賀茂地区における広域連携の取り組みと県域機関による支援について

■成年後見ニーズへの対応と検討の場の立ち上げ

静岡県内では、平成30年度には約8割の自治体において、成年後見（市民後見）に関する体制が整備される見込みであり、その多くは、自治体が家庭裁判所の管轄エリア等を考慮してグループをつくり、連携して取り組まれています。その原点の一つとなった取組について紹介します。

静岡県伊豆半島南部の賀茂地区（1市5町）では、人口減少と高齢化が進行する中、受任可能な専門職後見人が少なく、「後見ニーズが爆発している状態」と称されるほどに後見人不足が深刻化していました。

このような中、平成27年度に地元弁護士が中心となった「成年後見に関する勉強会」が立ち上がったことを契機に、同勉強会に参加していた静岡県社会福祉協議会（以下「県社協」と表記）が呼びかけを行い、賀茂地区1市5町の社会福祉協議会（以下「市町社協」と表記）と県社協による検討会が立ち上がりました。当地区における市町社協の権利擁護事業に関する体制は脆弱でしたが、「権利擁護が必要な方が制度を利用できないのは、深刻な地域の福祉課題である」という認識で一致し、賀茂地区1市5町社協が連携して市民後見人育成等の共同事業に取り組む合意が形成されました。市町社協の取組姿勢は、自治体や専門職団体等にも明示されました。同時期に、静岡県行政（以下「県」と表記）においても、賀茂地区1市5町自治体による検討会を実施しており、1市5町が連携して課題に取り組む合意形成が図られました。

ポイント

県行政は市町行政に、県社協は市町社協に対して合意形成に向けた支援を行った。

■家庭裁判所と関係機関の連携、県域機関の支援について

静岡県域では、静岡家庭裁判所（以下「家裁」と表記）、専門職、県、県社協間で定期的な意見交換の場が設置され、顔の見える関係に基づき、情報交換や率直な意見交換を行いやすい基盤が構築されてきています。

賀茂地区の実情についても、家裁に対し、県・県社協等より緊急に解決しなければいけない深刻な課題であると情報提供され、家裁内でも賀茂地区の課題が共有されることとなりました。

賀茂地区における家裁と関係機関との連携・協議にあたっては、賀茂地区を管轄する家裁下田支部に任せるだけでなく、家裁本庁が音頭を取り、下田支部の支援が行われることとなりました。本庁の支援のもと、下田支部の裁判官と市町社協等関係者の打合せが行われ、専門職から市町社協の取組を支援することなどが表明され、市民後見人育成等広域連携事業に関する共通認識が形成されました。

家裁と専門職、県、県社協の意見交換の場においても、賀茂地区における広域連携の取組が報告され、家裁による市町・市町社協の取組への関わり方についてイメージを共有し、全県に広げるよう話し合われました。

平成 29 年度に概ね家裁の支部・出張所単位で県内 5 箇所にて開催された「静岡県成年後見制度利用促進協議会」においても、当該地域を管轄する家裁支部に加えて家裁本庁からもオブザーバーが出席し、各地域においても自治体等関係者と家裁との顔の見える関係が構築されてきています。

ポイント

- ・家裁本庁の働きかけにより、家裁支部と関係者等との打合せが実現。
- ・専門職等による市町社協の支援体制を構築。

(2018 年 3 月 7 日「成年後見制度利用促進フォーラム」第 2 部報告より)